



善通寺市議会における規律遵守に向けた取組に関する決議

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものである。

善通寺市議会では、平成26年に善通寺市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）を制定し、「議員は市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない」と、議員の責務を明らかにするとともに行為規範である政治倫理基準を定め、それらを遵守することを規定した。

このたびの条例に違反する議員の行為は、当該議員のみならず議会全体の信頼を大きく損ねる結果を招いた。善通寺市議会として事案の再発防止に取り組む意志を明確に示すことで、失った市民の信頼回復と議会と行政との信頼関係を再び築くため、我々は今一度、条例の理念に立ち返り、公職者たる倫理を自覚し、議会の規律を確保することを目的とし、次の事項について取り組む。

- 1 政治倫理についての議員研修の定期的な実施
- 2 議員による不当要求行為を理事者と情報共有できる仕組みの構築
- 3 議員によるハラスメント行為を防止するための条例等の制定
- 4 議員によるあっせん行為及びハラスメント行為に関する職員アンケート調査の定期的な実施

以上、決議する。

令和8年3月19日

善通寺市議会

